



消費生活相談とは？

【消費生活相談】

衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、問題解決のお手伝いをしています。

【消費生活相談へ相談すると？】

たとえば、「突然やってきた業者と高額な浄水器の契約をしたがやめたい」「注文していない商品が送られてきた」など、事業者と商品やサービスにかかわるトラブルが生じた場合は、問題解決に向けての情報の提供や助言を行います。自主交渉では解決が困難な時などには、消費生活相談が業者とのあっせんを行います。

「おかしい」「困ったな」と思ったら、1人で悩まずお気軽にご相談ください。

【相談するのに必要なものは？】（契約に関する相談）

「『無料で床下を点検にする』とやってきて、強引に床下換気扇を契約させられた」など、契約に関する相談の場合には、契約書やパンフレット、販売員の残したメモなどの関係書類を用意してください。

特に、勧誘から契約に至るまでの経緯は、トラブル解決のための大切な情報です。事前にメモにしておくことで相談がスムーズに進みます。

【本人でなくても相談できる？】

トラブルが起きたときの状況を正確かつ具体的に把握して、「解約したい」「返品したい」などの意向を確認するためにも、本人が直接相談することが原則です。

認知症や病気などで本人が相談することが困難な場合は、家族や周囲の方はできるだけ詳しく状況を把握してから相談してください。

【相談に費用はかかるの？】

行政サービスなので無料です。

【相談の秘密は守れる？】

外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。また、本人の承諾を得ずに事業者に連絡することもありません。

※詳しくは産業振興課までお問い合わせください。

相談電話番号

- 長万部交番 ☎2-2312
- 警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン（局番なし）188
- 長万部町役場産業振興課 ☎2-2455

こんにちは

八雲警察署です



春の地域安全運動 ～みんなで築こう、安全で安心な大地～

- 北海道警察では、5月11日から20日までの10日間、「春の地域安全運動」を実施し、自治体、防犯協会、ボランティア等と連携して犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

「いかのおすし」
 いか～ついて「いか」ない
 の～くるまに「の」らない
 お～「お」おきなこえをだす
 す～「す」ぐににげる
 し～だれかに「し」らせる

- 子供を犯罪被害から守るため、「いかのおすし」の防犯標語を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょ。
- 子供を犯罪被害から守るために「防犯ブザー」や「防犯ホイッスル」を持たせましょ。
- 女性が犯罪被害に遭わないため、夜間は人通りの少ない道を避けるとともに、イヤホンで音楽を聴いたりス



スマートフォンを操作しながら歩かないようにしましょう。

- オレオレ詐欺に注意！
息子や甥を騙り「会社のお金を入れたかばんが盗まれた」などと言って、お金を要求してきたら詐欺です。
- 還付金詐欺に注意！
「医療費の還付金を近くのATMで受け取れます」などと言われたら詐欺です。
- 架空請求詐欺に注意！
「サイト料金が未払いです。電子マネーを購入し、カード番号教えて」と言われたら詐欺です。
- 特殊詐欺の被害に遭わないため、お金の要求や儲け話には注意をし、怪しいと感じたらすぐに警察相談電話#9110に相談しましょ。
- 侵入窃盗の被害に遭わないため、出かけるときには確実な施錠と、センサーライトや防犯カメラなどの防犯器具を取り付けましょ。

(有料広告)

認知症対応型共同生活介護 グループホーム平里の家 随時入所相談受付中!



- 要介護1～5までの認定を受けられている方
 - 認知症の診断を受けている又はこれから受けられる方
 - 1人で生活できない、介護が必要な方はご相談下さい
- ※現在、生活保護を受給されている方や認知症の診断がない方も、お気軽にご相談下さい

<スタッフ募集> 経験・資格不問 親切・丁寧にご指導します

随時見学、ご相談承ります!

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513 北海道山越郡長万部町平里43-23
 TEL・FAX 01377-2-3338
 TEL 01377-2-6363
 代表取締役 鈴木敏夫